

## 第7章

# サービス基盤整備

- 1 介護保険施設の整備方針
- 2 地域密着型サービスの整備方針

## 1 介護保険施設の整備方針

### (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

新規の整備はしない。

### (2) 介護老人保健施設

新規の整備はしない。

### (3) 介護療養型医療施設（経過措置期限：平成35年度末）

新規の整備はしない。

### (4) 介護医療院

介護療養型医療施設（経過措置期限：平成35年度末）からの転換先及び病院又は診療所からの転換先として想定する。（地域医療構想との整合性等）

### (5) 特定施設入居者生活介護

サービス付き高齢者向け住宅等の施設（施設数の特定なし）であり、入居者の70%以上が要介護者等である事を条件とし転換型として見込む。

## 2 地域密着型サービスの整備方針

### (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

新規の整備はしない。

### (2) 小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護）

新規の整備はしない。（ただし、小規模多機能型居宅介護から看護小規模多機能型居宅介護への転換については、必要に応じて検討します。）

### (3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

新規の整備はしない。（ただし、既存の事業所のうち、1ユニット9床未満の2施設については、1ユニット9床までの増床を認め、本計画期間中に3床の増床を見込む。）

### (4) 地域密着型特定施設入居者生活介護

新規の整備はしない。

### (5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

新規の整備はしない。

### (6) その他の地域密着型サービス

特に見込んでいない。

